

海外交流審議会答申(外国人問題)へのフォローアップ状況

平成19年11月19日現在

提 言	各フォーラムにおける提言	政府の施策
<p>2. 在日外国人問題 (3)(イ)在日外国人の雇用、居住、社会保障等に係る状況の改善</p>	<p>[規制改革会議] 「規制改革推進のための3か年計画」 (平成19年6月22日閣議決定) ・在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化</p>	<p>・「平成19年度における適用事業所に対する事業所調査の実施について」(平成19年4月16日付け庁保発第0416002号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保健課長・同年金保健課長連名通知)により、外国人労働者などを多く使用する事業所について、健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を重点的に行うよう徹底した。</p> <p>・平成19年度における事業主指導については、社会保険事務局毎の適用促進への取組み目標を設定し、これを実施するための具体的名計画等を策定するとともに、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する重点的な加入指導などの実施要領について」(平成19年4月10日付け庁保発第410001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保健課長通知)により、重点的な加入指導、立入検査及び職権適用の取り組みの徹底を図り、厳正に適用の適正化を推進するための実施手順や判断基準を明確にした。</p> <p>・公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、社会保険事務局に指導を要請することにより連携を図り、社会保険事務局において加入促進を実施している。</p> <p>・社会保険未適用事業所及び適用事業所の加入漏れの早期解消に向けた指導の強化を図るとともに、都道府県労働局と地方社会保険事務局との一層の連携・協力を図るため、派遣元事業主、請負事業主等の社会保険の加入漏れの疑いを把握した場合の都道府県労働局による情報提供と社会保険事務局による当該事業所調査、社会保険の加入等の集団指導の連携実施等を含内容とする通達「派遣元事業主等における社会保険の適用の適正化に係る地方社会保険事務局と都道府県労働局との連携について」(平成19年4月19日付け職発第0419004号・庁保発第0419001号都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省職業安定局長・社会保険庁運営部長連名通達)を発出した。</p> <p>・本年8月、麻生外務大臣(当時)訪伯時の日伯外相会談にて、日伯間の第2回社会保障作業部会を実施することに合意した(本年10月末に作業部会実施予定)。</p> <p>・平成19年度における国民健康保険制度の外国人納付相談モデル事業については、千葉県富里市で外国人にかかる専門相談窓口を開設。</p> <p>・外国語による国民健康保険制度の説明及び納付相談を実施。また、国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。</p> <p>・国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成19年法律第110号)により、国民年金法第108条が改正(平成19年7月6日施行)され、社会保険庁長官は市町村に対して被保険者の資格に関して必要な資料の提供等を求めることができる規定が明確に整備された。今後、地方社会保険事務局長に対し、各市町村へ外国人登録情報の提供を求め、当該情報を基に外国人に対する国民年金第1号被保険者資格取得届の届出勧奨等を適切に実施するよう通知する予定である。</p>

提 言	各フォーラムにおける提言	政府の施策
		<p>・本年2月から3月にかけて、日系人を多数雇用する事業主に対し、雇用管理の改善及び適正な労働条件の確保に向け、労働関係・社会保険関係法令や「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針（改正雇用対策法により、新たに「外国人労働者の雇用管理の改善に関して事業主が適切に対処するための指針」として告示）」に基づく雇用管理指導等を集中的に実施。</p> <p>・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、外国人雇用状況の届出が義務付けられたところ。（外国人雇用状況の届出に係る規定は、平成19年10月1日から施行。）</p> <p>・改正雇用対策法の規定に基づき、外国人の適正就労、雇用管理改善が図られるよう「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が告示されたところ（平成19年10月1日から適用。）であり、これに基づく積極的な事業主指導を行うこととしている。</p> <p>・日系人失業者等が多く集住する地域において、日系人若年者等に対するガイダンス、個別指導等によるキャリア形成相談を行う等、不就労対策を実施している。また、今年度からは、日系人就職促進ナビゲーターを配置し、担当者制によるきめ細かな就職支援により日系人の安定した雇用を促進している。さらに、来年度に向け、対象地域の拡充等について要求しているところ。</p> <p>・地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、「平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、平成19年4月から6月にかけて、地域国際化会議を北海道・東北・関東・甲信越・東海・北陸・近畿、中国・四国、九州、政令市の7つに分けて開催し、施策の普及を図った。</p> <p>・生活者としての外国人に対するサービス提供に当たっては、国のみならず、地方自治体やNPO等が果たす役割も重要であることから、平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において国と地方自治体・NPO等との連携・協力について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催して、「防災ネットワークのあり方」といった個別の分野における連携・協力について検討し、平成19年3月に報告書を作成、公表した。</p> <p>・外国人が急増し、過度な財政負担が生じている市町村に対しては、在住外国人対策に要する経費について、地方交付税措置を講じている。</p> <p>・総務省において、平成18年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、さらにその下に、「防災ネットワークのあり方」について分科会を開催して検討を行い、平成19年3月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。</p> <p>・公営住宅に関しては、在留資格を持つ外国人について、地域の実情を勘案の上、可能な限り日本人と同様の入居を認めるよう、地方自治体に対して要請している。また、都市再生機構賃貸住宅に関しては、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様に入居を認めている。</p> <p>・平成20年度概算要求において、外国人等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅等の登録、当該物件の情報提供、居住支援等を行うあんしん賃貸支援事業について普及促進を図る。</p>

提 言	各フォーラムにおける提言	政府の施策
		<p>・民間賃貸住宅への外国人入居の円滑化を図るため、賃貸人、仲介業者・管理会社向けマニュアルを賃貸住宅関係団体において作成し、周知を図っているところ(平成17年3月)。引き続き、関係団体を通じて民間賃貸住宅の貸主等に対する周知活動等を行っていく。</p> <p>・行政・生活情報の多言語化に関しては、平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において外国人へのコミュニケーション支援について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催し、さらにその下に、「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」についての分科会を開催して検討を行い、平成19年3月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。</p> <p>・日本で就労を希望する外国人を対象としたパンフレット(5か国語版)を作成し、労働関係法令や労働・社会保険制度の概要等の情報提供に努めているところ。</p> <p>・平成18年4月1日に施行された「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」第19条等に基づき公共交通事業者等による外国語等での案内情報提供の拡充に向けた取り組みを促進していく。</p> <p>・外国人観光客などにもわかりやすいものとなるよう、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令においてローマ字併記を基本とすることとしており、観光地等を案内する標識についても、ローマ字併記を積極的に推進していく。</p> <p>また、中国語やハングル語などその他の外国語についても、歩行者用の地図を用いた案内標識において多言語での案内を進めたり、絵文字(ピクトグラム)の活用を図るなどして、わかりやすい標識の整備を積極的に推進していく。</p> <p>・本年2月及び3月にそれぞれ豊橋市、美濃加茂市及び四日市市関係者と、在日ブラジル人に関する地方自治体のニーズ・課題について意見交換。引き続き、地方との連携を強化する。</p> <p>・本年8月、麻生外務大臣(当時)訪伯時の日伯外相会談にて、日伯間の司法分野に関する作業部会を実施することに合意した。(本年10月末に作業部会を実施予定)。</p>
<p>(3)(口)義務教育年限の外国人の子どもの教育機会に確保</p> <p>- 公立小中学校における外国人の子どもの受入体制の一層の推進</p>	<p>【経済財政諮問会議】「経済成長戦略大綱」 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策(平成18年12月25日)に基づき、日本語教育の充実、標識・各種表示等の外国語表記の拡大、実効性のある在留管理システムの構築、住宅確保、外国人児童生徒の教育の充実などについて実施していく。」</p> <p>【イノベーション25戦略会議】長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年5月25日) 「生活者としての外国人が社会の一員として日本人と同様の公共サービスを受容し生活できる環境を整備する観点から、以下のような外国人に対する支援を着実に推進する。」</p> <p>- 外国人の子どもの教育の充実、</p>	<p>・平成20年度概算要求においては、今年度の事業を拡充し、相談員の配置・活用による関係機関等と連携した就学支援や、就学前の外国人児童生徒への初期指導教室(プレクラス)の実施などの地域・学校での受入体制の整備等を行う実践研究等を実施する「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」(外国人の生活環境適応加速プログラム)を要求。</p> <p>・外国人少年を対象とした補導活動を実施するとともに、補導した少年が不就学の場合には、就学に向けた指導を行うほか、各種会議等に参画するなどして関係機関との連携強化を図っている。</p> <p>・日本語を母語としない外国人児童生徒が日本語で学習に参加する力を育成するため「JSL(Japanese as a second language第二言語としての日本語)カリキュラム」の小学校編に続いて、平成19年3月に中学校編を完成させた。</p>

提 言	各フォーラムにおける提言	政府の施策
	<p>【アジア・ゲートウェイ戦略会議】「アジア・ゲートウェイ構想」(平成19年5月16日) 「日本語教育の拡充、外国人児童生徒の教育の充実などを実施。」</p>	<p>・平成20年度概算要求においても、今年度に引き続き、JSLカリキュラムを活用した指導の実践及び効果的な実践事例の収集や、教員の指導力向上を目的としたワークショップを開催する「JSLカリキュラム実践支援事業」(外国人の生活環境適応加速プログラム)を要求している。</p> <p>・外国人児童の日本語指導等に対応した教員定数の特例加算により、義務教育諸学校に勤務する教員の給与費の1/3を国庫負担。(平成19年度積算:985人)</p> <p>・平成19年8月27～30日に、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭及び指導主事などの管理職を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な講習会を実施。</p> <p>・平成20年度概算要求において、小・中・高等学校等に日本語指導の際の補助や学級担任と保護者との連絡調整等を行うため、外国語の分かる人材を配置し、外国人児童生徒教育の充実を図る「『専門家』による学校支援体制の整備(外国人児童生徒支援)」(外国人の生活環境適応加速プログラム)を新たに要求している。</p> <p>・本年2月及び3月にそれぞれ豊橋市、美濃加茂市及び四日市市関係者と、在日ブラジル人に関する地方自治体のニーズ・課題について意見交換。引き続き、地方との連携を強化する。</p> <p>・本年10月、在日ブラジル人子女教育問題に関し、第3回政府間協議を実施した。</p>
<p>- 外国人の子どもの教育問題を改善するための行政機関、地域社会、企業等による連携</p>		<p>・公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することがないように、日本の教育制度や就学の手続きについてまとめた就学ガイドブック(改訂版)をポルトガル語、中国語等7言語で作成。教育委員会に配布。</p> <p>・平成20年度概算要求において、外国人の子どもが日本の習慣や基本的な生活ルールを身につけることを促進する事業を実施する「外国人の子どもの社会適応事業」(外国人の生活環境適応加速プログラム)を新たに要求している。</p>
<p>- 無認可の教育施設である外国人学校等のため、各種学校設置認可基準を緩和(平成16年6月、文部科学省は設置認可要件を緩和)</p>		<p>・平成16年に各種学校の認可基準が緩和され、平成18年度にはブラジル人学校で初めて岐阜県の「エスコラ・ブラジレイラ・プロフェッソル・カワセ」が認可され、さらに2校が各種学校の認可を受けた。今後、引き続き各種学校の認可基準の緩和について各県への周知を図っていく。</p>
<p>(3)(八)外国人労働者とその家族への語学教育等の支援</p>	<p>【経済財政諮問会議】(「骨太の方針」(2005)) 「日本で就労する外国人が国内で十分その能力を發揮できるよう、日本語教育や現地の人材の育成、生活・就労環境の整備を推進する。」</p>	<p>(独)国際協力機構(JICA)の事業 ・ブラジルをはじめ中南米諸国において、日系人に対し、「日系社会青年・シニアボランティア」、「日系研修員」及び「日本語学校生徒研修」のスキームを活用して、継承日本語の担い手の養成を目的として日本語教育支援を実施している。 今後長期的視点からこれらの4事業のより効果的な運用につき検討する。</p>

提 言	各フォーラムにおける提言	政府の施策
	<p>【自民党】(外国人労働者等特別委員会) 「外国での日本語習得機会の拡充のため、日系人の主要送り出し国であるブラジルやペルー等において、ODAを活用した日本語教育サービスの提供体制の構築を行う。」</p> <p>- 訪日後の外国人労働者とその家族への語学教育等の支援について、国や地方自治体と受入企業や地域社会等が連携して取り組む必要がある。</p> <p>【経済財政諮問会議】「経済成長戦略大綱」 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策(平成18年12月25日)に基づき、日本語教育の充実、標識・各種表示等の外国語表記の拡大、実効性のある在留管理システムの構築、住宅確保、外国人児童生徒の教育の充実などについて実施していく。」</p> <p>【イノベーション25戦略会議】長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年5月25日) 「生活者としての外国人が社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できる環境を整備する観点から、以下のような外国人に対する支援を着実に推進する。 - 日本語教育の充実等外国人が暮らしやすい地域社会づくり</p> <p>【アジア・ゲートウェイ戦略会議】「アジア・ゲートウェイ構想」(平成19年5月16日) 「日本語教育の拡充、外国人児童生徒の教育の充実などを実施。」</p>	<p>(独)国際交流基金の事業 ・海外における日本語教育を目的とした、「日本語教育専門家派遣・助成事業」、「日本語能力試験事業」、「研修事業」、「制作事業」等の日本語関連事業を実施している。 ・今後とも上記日本語関連事業を効果的に運用する。また、国際交流基金の日本語事業は日系人を含むブラジル人全般の日本語教師及び学習者が対象であるが、日系人に特化したJICAや現地日本語教育機関が行う事業に対し、サンパウロ日本文化センター専任講師派遣や教材作成アドバイス等の協力も実施していく方針である。</p> <p>・地域の日本語教育の充実を図るため、平成18年度より人材育成、日本語教室の設置運営、教材作成、連携推進活動に関するボランティア団体等による先進的・モデル的な取組を推進している。本年度中に成果をホームページ等で公開し、普及を図る予定。また、平成20年度概算要求においても、引き続き、地域の日本語教育の充実を図るため「地域日本語教育支援事業」を要求。 ・平成20年度概算要求においても、今年度に引き続き、日系人を活用した日本語教室の設置、退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者の養成、外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発等を行う「生活者としての外国人」のための日本語教育事業(外国人の生活環境適応加速プログラム)を要求。 ・「外国人問題に関する国際シンポジウム(仮題)」(第4回)を、地方自治体との連携を念頭に静岡県において開催し、外国人問題についての情報提供、啓発活動を行うとともに、その成果を外国人集住都市等に紹介する。</p> <p>・外務大臣の諮問機関である海外交流審議会外国人問題作業部会での議論に資するべく、同部会委員により、イタリア及び韓国における外国人の社会統合政策についての調査を7月に実施。本年9月末乃至10月に予定されている海外交流審議会総会への報告を行う。また、同調査結果を政府内における議論にも反映させる。</p>
<p>3. 外国人労働者受入問題 (1) 外国人労働者受入れの現実と今後のあり方</p> <p>- 外国人労働者受入れについての従来の方針は、これを基本的に維持するとしても、現状の分析や社会のニーズをふまえた上で、いわゆる単純労働者の受入れについてはどのように対応するか(たとえば、分野ごとに一定限度内で秩序ある導入の方途を考えることについての是非)等について十分な議論を行い、長期的に適應できるような国民的合意の形成を図る。その際には、欧米諸国で問題となっている、ある種の仕事は外国人にというような労働市場の分断現象(セグメンテーション)を招かないようにするなどの点にも留意する。</p>	<p>【経済財政諮問会議】(「骨太の方針」(2006)) 「優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受入れ拡大に加え、現在専門的、技術的と評価されていない分野の受入れについて、その問題点にも留意しつつ検討する。研修・技能実習制度の見直し、在留管理の強化を図る。」</p> <p>【自民党】(外国人労働者等特別委員会) 「専門的・技術的に優秀な人材を海外から受け入れる一方、いわゆる単純労働者の受け入れについては今後も十分慎重に対応することを基本として、外国人労働者への総合的な対策を講ずることとする。」 (「外国人労働者に関する方針について」平成18年7月18日)</p>	

提 言	各フォーラムにおける提言	政府の施策
	<p>【副大臣会議】(外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム) 「専門的・技術的分野」と「それ以外」との区分に従い、どのような議論をすべきかを改めて整理の上、その整理に沿って、今後、さらに十分か検討が行われるよう提言。(「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」平成18年6月)</p>	
<p>(2)(ロ)専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れの拡大</p> <p>- 専門的、技術的分野の人材の受入れには積極的に取り組む。交渉の結果、たとえば看護師、介護士等新たな分野での受入れを行う場合には、不法就労、不法滞在その他犯罪の防止等に留意し、国内で新たな問題を生むことがないよう、受入態勢について万全の準備を行う。</p> <p>- 国内の要請があれば、受け入れることになる外国人労働者に対して、現地あるいは日本国内において一定のトレーニング、語学教育をほどこすことを検討する。</p>	<p>【経済財政諮問会議】「骨太の方針」(2005) 「現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて、国民生活に与える影響を勘案し総合的な観点から検討する。」</p>	<p>経済連携協定(EPA)における「自然人の移動」関連 ・平成18年の臨時国会において日・フィリピン経済連携協定の締結について承認が得られた(12月)。 ・平成19年4月3日、安倍日本国内閣総理大臣とスラユット・タイ王国首相の間で、日・タイ経済連携協定及び同協定の実施取極並びに同協定に関する共同声明への署名を行い、11月1日、日・タイ経済連携協定が発効した。 ・平成19年8月20日、安倍日本国総理大臣とユドヨノ・インドネシア大統領の間で、日・インドネシア経済連携協定及び同協定の実施取極並びに同協定に関する共同声明への署名を行った。 ・日・フィリピン経済連携協定及び日・インドネシア経済連携協定においては、それぞれフィリピン人、インドネシア人看護師及び介護福祉士候補者の受入れに際し、日本語能力の習得等に関しては、これら候補者の日本入国後6か月間は日本側の費用負担により日本語研修を受けられるようにする等、我が国としても候補者の資格取得が容易になるよう配慮している。</p>
<p>(2)(ハ)在留資格制度の基準・運用の改善</p> <p>- 専門的、技術的分野での就労のための在留資格の基準・運用の見直し</p>	<p>【規制改革会議】 「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日) (2)国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備 「技術」「人文知識・国際業務」の運用の明確化[平成19年度以降逐次実施] 「企業内転勤」における活動範囲の見直し[平成19年度検討、結論、平成20年度措置] 高度人材の移入に資する在留期間の見直し[遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出] 高度人材の移入に資する再入国許可制度の見直し[平成19年度検討、結論、遅くとも新たな在留管理制度の構築にかかる関係法令の施行までに措置] 【アジア・ゲートウェイ戦略会議】「アジア・ゲートウェイ構想」(平成19年5月16日) 「高度人材に対する在留資格制度等の見直し」 ・2005年3月の第3次出入国管理基本計画で言及。(出入国管理行政の施策の基本となるべき事項を明示。)</p>	<p>・特区法に基づく特例措置等を全国において実施するため、入管法改正により、同法に特区法上の「特定研究活動」等を入管法上の在留資格「特定活動」として規定し、これらの在留資格を決定する場合の在留期間を5年とすることを規定。他の分野の高度人材についても、「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」や「規制改革推進のための3か年計画」を踏まえ、在留期間の延長等について、見直しが必要なものについては適切に対応する。</p>

提 言	各フォーラムにおける提言	政府の施策
<ul style="list-style-type: none"> - 在留期間の上限の伸長 - 永住資格付与の条件の透明化、緩和 	<p>【規制改革会議】 「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日) 高度人材の移入に資する在留期間の見直し[遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出] ・2005年3月の第3次出入国管理基本計画で言及。(出入国管理行政の施策の基本となるべき事項を明示。)</p> <p>【規制改革会議】 「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定) (2)国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備 オ 在留資格の変更、及び在留期間の更新許可のガイドライン化並びに不許可事例の公表等【ガイドライン化については平成19年度措置、不許可事例の公表については19年度以降逐次措置、情報収集のあり方についてはアの施行までに検討・結論] カ 永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等【「ア、イに係る関係法案提出までに検討、結論」]</p> <p>・2005年3月の第3次出入国管理基本計画で言及。(出入国管理行政の施策の基本となるべき事項を明示。)</p> <p>【自民党】(外国人労働者等特別委員会) 日系人が日本の社会を理解し、安定した生活を送れるようにするため、日系人の在留資格の要件更新に、日本語能力、生活能力(子弟の就学状況を含む)、社会保険への加入等を加えることを検討する。</p>	<p>同上</p> <p>・法務省入国管理局は、「我が国への貢献による永住許可・不許可事例」(平成17年3月)及び、「永住許可に関するガイドライン」(平成18年3月)を公表。 ・また、「在留資格の変更及び在留期間の更新許可のガイドライン化並びに不許可事例の公表」については、今年度中に公表できるよう検討及び準備中である。(なお、不許可事項については、本年11月1日に公表したところである。)</p>
<p>(3) 研修・技能実習制度の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> - 研修生の適切な選抜 - 適正な受入体制の向上 	<p>【規制改革会議】 「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定) (2)国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備 外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備 ア 実務研修中の法的保護の在り方【イの施行までに措置] イ 技能実習生にかかる在留資格の整備[遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出] ウ 法令以外の規定に基づく規制等の見直し【(イ)の施行までに措置]</p>	<p>・関係省庁による会議を開催し、現状及び運用面からの適正化について、情報共有を行った上で制度の適正化に向けた見直し等について、検討を行っていく予定。 ・また、厚労省(研修・技能実習制度研究会)、経産省(外国人研修・技能実習制度に関する研究会)では、それぞれ外部有識者による研究会を設置し、本年5月にそれぞれ中間報告書、報告書が公表された。</p> <p>同上</p>

提 言	各フォーラムにおける提言	政府の施策
<p>4. 人的交流拡大と犯罪・テロ・治安対策 (1) 人的交流拡大</p> <p>- 我が国への入国者数が多い韓国、台湾については、不法滞在等の問題に留意しつつ、短期滞在査証の免除を実現する。</p> <p>- 中国団体観光旅行の査証発給対象地域を拡大する。</p> <p>- 次世代をになう青少年交流の拡大の観点から、修学旅行査証免除・手数料免除等を促進する。</p> <p>- 留学生、就学生の受入れについては、真に勉学を目的とする者が排除されないよう留意しつつ厳格な在留資格審査を行う一方で、関係機関とも連携しつつ受入支援策(奨学金、宿舍、学生割引制度の適用等)の一層の充実を図る。</p>	<p>[経済財政諮問会議] (「骨太の方針」(2007)) 「国家戦略としての留学生政策を平成20年度から推進」 「現地での募集・選考体制の強化、渡日前の入学許可、奨学金支給決定を行い、留学生受入れ拡大を図る。日本人学生の短期留学等の機会を拡充する」</p>	<p>1. 韓国については、愛知万博開催期間に合わせて、平成17年3月1日から期間限定で実施した査証免除措置の実施状況等を踏まえ、平成18年3月1日から期間限定なしに査証免除を実施。</p> <p>2. 台湾については、所要の法整備が行われたのを受けて、愛知万博期間を対象に平成17年3月11日から9月25日まで査証免除措置を実施し、その後も、さらに所要の法的整備が行われたのを受けて9月26日から引き続き査証免除措置を実施。</p> <p>・愛知万博を契機に平成17年7月25日より査証発給対象地域を中国全土に拡大。</p> <p>1. 韓国人修学旅行生に対する査証免除措置を平成16年3月1日から実施。 2. 中国人修学旅行生に対する査証免除措置を平成16年9月1日から実施。 3. 台湾からの修学旅行生に対する手数料免除等の簡素化措置を平成16年9月1日から実施(現在は査証免除)。</p> <p>・平成15年11月から、留学生及び就学生の勤勉の意思・能力や経費支弁の能力を有しているか否かについて慎重に確認することとし、引き続き審査の適正化を図っている。</p> <p>・教育機関における学生の在籍管理等についての実態調査、学生の資格外活動に関する摘発、刑法犯での検挙事案が発生した教育機関に対する学生選抜方法、在籍管理方法についての報告と今後の改善と徹底、及び各種会議等の場における留・就学生を巡る状況の報告をするとともに、在籍管理の実施の徹底についての周知を図り、一層の協力を求めている。</p> <p>・日本留学に関する情報提供、日本語教育、奨学金、宿舍、帰国後のフォローアップ等の支援を文部科学省、日本学生支援機構、地方自治体または各大学等にて実施。</p>
<p>(2) (イ) 出入国管理の厳格化</p> <p>- 我が国としても、自主的判断に基づき、渡航文書に関わる犯罪防止への国際的取組みに貢献し、日本旅券の信頼性を高め、もって国民の円滑な海外渡航を確保するため、国際標準に準拠したIC旅券を早期に導入するよう努める。</p> <p>- 国際的趨勢をふまえ、適切な出入国管理措置のあり方について関係省庁横断的な場で検討を行う。その際、個人情報保護、人権の尊重にも十分な配慮を行う必要がある。</p>	<p>[国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部] 「テロの未然防止に関する行動計画」 (平成16年12月10日本部決定)</p>	<p>・平成18年3月20日からIC旅券の導入。</p> <p>・平成18年の通常国会において、「上陸審査時における外国人の個人識別情報の提供」、「外国人テロリスト等の退去強制事由」、「本邦に入る航空機等の長に乗員・乗客に関する事項の事前報告義務」に関する規定の整備等を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が可決・成立(平成18年5月24日公布)。</p>

提 言	各フォーラムにおける提言	政府の施策
<p>(2)(ロ)不法滞在者・外国人犯罪の取締りの強化及び外国人の人権侵害の防止等</p>	<p>- 外国人犯罪の適切な取締り及び犯罪防止のため、犯罪対策閣僚会議において策定された「行動計画」に基づいた犯罪対策を着実に実施する。その際、外国人の人権確保に十分な配慮を払う。</p> <p>- 人身取引を始めとする外国人労働者等の人権侵害を防止するとの観点から、同行動計画にも言及されているとおり、不法就労をあっせんするブローカーや雇用主の摘発を強化する。また、人身取引防止のための上陸許可基準の見直し、被害者保護の強化等も検討する。</p> <p>- 人身取引は重大な人権侵害であり、その撲滅に向け、国際組織犯罪防止条約補足人身取引議定書の早期締結及びそのための法整備を含めた所要の措置をとることが必要である。法整備の内容や被害者保護策等に関する行動計画は、人身取引に関する関係省庁連絡会議において年内にも策定されることになっている。その際、これまで不法滞在のために処罰及び退去強制の対象であった外国人被害者は、人身取引の被害者として保護の対象でもあることにかんがみ、既存のシェルターの一層の活用等、所要の措置を講じる必要がある。</p>	<p>1. 査証WANを導入し、関係省庁と査証審査・発給に関する情報を共有。 2. 査証担当増員を要求中。</p> <p>・平成18年には78名の人身取引事犯被疑者を検挙(うちブローカー24名)。同年5月より「風営適正化法」一部改正。</p> <p>・人身取引対策行動計画を踏まえ、平成17年2月及び平成18年3月、「興行」の在留資格について基準省令を改正。</p> <p>・平成17年4月「興行」査証審査厳格化。同10月以降「短期滞在」査証等についても必要地域で順次審査厳格化を実施中。</p> <p>・平成17年1月～6月の第162回通常国会において人身取引議定書締結についての承認を得るとともに、関係法令(刑法、入管法等)の整備を行った。</p> <p>・人身取引被害者帰国支援のために、平成18年度、IOMへ約3,600万円拠出</p> <p>・平成17年度より、婦人相談所からの委託により、民間シェルター等において人身取引被害者の一時保護のために、1,000万円の予算措置を行った。</p> <p>・平成18年に婦人相談所は36名の外国人被害者を保護し、また、入管局は在留資格を持たない被害者27名に「在留特別許可」を与えた。</p>
<p>5. 外国人問題を扱う政府の体制整備について 本審議会は、上記2から4までに掲げた外国人問題を省庁横断的に扱う政府の体制の整備を提言する。</p>	<p>【外国人労働者問題関係省庁連絡会議】 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策(平成18年12月25日経済財政諮問会議) 【外国人の在留管理に関するワーキングチーム】 外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について (平成19年7月3日犯罪対策閣僚会議)</p>	<p>・外国人労働者に関する取り組みについては、「外国人労働者問題に関する関係省庁連絡会議」において、平成18年12月25日に、「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」を取りまとめ、平成19年9月7日にフォローアップを行った。また、今後も、関係省庁の連携・協力を密にしながら効果的な実施を図ることとしており、必要に応じて連絡会議を開催し、総合的対応策のフォローアップを行っていく。</p> <p>また、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築についての「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」における検討結果を平成19年7月3日の犯罪対策閣僚会議において報告。</p>